



## ベトナムにおける Covid-19 関連の各政府政策 Report 2021 年 2 月 17 日現在時点

### ● Covid-19 に関する首相指示(No.16/CT-TTg)について

現在、ベトナムでは首相指示により、Covid-19 感染確定者及び疑似症例者に対して、追跡、分類、隔離措置を講じられています。

#### ・ Covid-19 陽性者について

Covid-19 陽性と判断された方は、感染者 (F0) として、管轄保険省の指示に従い、医療機関で治療を受けると共に、同じく指定集中隔離施設において隔離措置を講じられます。

#### ・ 陽性者の一次濃厚接触者(F1)及び疑似症例者について

感染者 (F0) の一次濃厚接触者 (F1) 及び疑似症例者の方についても、保険省によって指示された集中隔離施設で隔離が行われます。また、この際に対象の方からの 2 メートルの距離を保つことの厳守が求められています。

#### ・ 二次、三次濃厚接触者 (F2,F3) について

一次濃厚接触者 (F1) の濃厚接触者となる二次濃厚接触者 (F2) の方については、指示上は自宅隔離が求められています。

さらに進んで三次濃厚接触者 (F3) の方の場合には、地方保健機関の監督の下で自己健康状態を検査しなければならないこととされています。

#### ・ 現在の隔離期間について

現在、隔離において求められる隔離期間は、従前の 14 日間から 21 日に延長されることとなりました。また、公文書 (No.1640/CT-BCD) によれば、病院又は集中隔離施設での隔離を経た場合には、隔離後 14 日以内に医療観察を行うこととされています。

### ● 各地方の対策状況について

現時点において、ハイズオン省が最も厳格な社会隔離措置を講じている中で、その他地方については、実情に応じた部分的対応を行っています。ハノイ保険省では、路上飲食店につき 2 月 16 日より一時休業が求められており、学生については 2 月 28 日までの休校が決定しています。

他方、ホーチミンでは飲食店等についての休業措置は講じられていませんが、ハノイと同様に 2 月 28 日までの学生の休校が決定しています。また、ホーチミンへ他の地方から移動する場合の医療申告などが従前どおり求められています。